

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月31日
桜井市新型コロナウイルス対策本部

対策本部では、下記の通り対策方針を一部改定いたしましたのでお知らせします。

記

○市内行事と施設の取り扱い

(1)市主催の行事について

4月30日まで開催中止

(2)市以外の主催の行事について

4月30日まで、開催の必要性の見直しを促し、真にこの期間に開催する必要性がない限り、開催の延期又は中止を要請する

(3)公共施設について

公共施設の利用休止(臨時休業)を4月30日まで延期する

(対象施設等)

○社会体育施設

・総合体育館 ・市民体育館

○社会教育施設

・中央公民館

○福祉関係施設

・総合福祉センター

○まほろばセンター関係

・ひみっこぱーく ・ドレミの広場 ・健康ステーション ・高校生の自習室交流スペース ・貸館
・市民活動交流拠点

※まほろばセンターの講座は、新年度(5月からの)開催について、4月1日から受講受付を行う

○桜井市保健福祉センター「陽だまり」関係

・つどいの広場

以上